

函 港 管

令和6年(2024年)5月14日

経済建設常任委員会委員 様

港 湾 空 港 部 長

米国海軍艦船「ウォーリア」の函館港入港に伴う岸壁の手配について

このことについて、函館港長より、令和6年5月7日付けで米国海軍艦船「ウォーリア」の函館港寄港について通知があり、核兵器搭載の有無について、外務省および在札幌米国総領事館に対し照会を行った結果、別添のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

なお、岸壁の手配について総合的に検討した結果、当該船舶の接岸できる岸壁の手配が可能であると判断いたします。

記

	ページ
・外国軍用艦船の入港調査書	1
・外務省北米局からの回答文および照会文	2～4
・在札幌米国総領事館からの回答文および照会文	5～7

(港湾空港部管理課)

米国海軍艦船「ウォーリア」の函館港入港について

外国軍用艦船の入港調査書

令和6年(2024年)5月14日現在

区 分	事 項	
1 艦船名および国籍	USS WARRIOR (ウォーリア) 国籍 アメリカ合衆国	
2 ト ン 数	1, 312排水トン	
3 船 の 長 さ	68.3m	
4 船 の き っ 水	5.8m	
5 入 港 日 時	令和6年(2024年)5月15日(水) 午前10時30分(予定)	
6 出 港 日 時	令和6年(2024年)5月18日(土) 午前10時00分(予定)	
7 入 港 目 的	親善	
8 け い 留 場 所	西ふ頭E岸壁	
9 仕 出 港	佐世保	
10 仕 向 港	不明	
11 艦 種	掃海艦	
12 装 備	12.7mm機銃×2挺ほか	
13 乗 組 員 数	不明	
14 上 陸 員 数	最大79名	
15 上 陸 時 間	未定	
16 補 給 物 資	未定	
17 代 理 店	TOLL Remote Logistics	
18 そ の 他	なし	
19 核兵器に関する確認	外務省	別添資料のとおり
	在札幌米国総領事館	別添資料のとおり

(注) 米国軍用艦船の場合、1から6までは、日米安全保障条約に基づく地位協定第5条第3項による通知である。



北米保第4859号
令和6年5月10日

函館市長 大泉 潤 殿

外務省北米局
日米安全保障条約課長
(公印省略)

米軍艦船の入港に関する照会について

令和6年5月7日付けで、貴職から米軍艦船の入港に関する照会があった件につき、下記のとおり回答いたします。

つきましては、貴職におかれては、上記の次第を御勘案の上、今後とも米軍艦船の入港に際しては、日米安全保障条約の円滑な運用の観点から、しかるべく協力方お願いいたします。

記

貴信1について

1991年の、水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1994年の、水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010年4月の、核トマホーク(TLAM /N)を退役させる旨の発表等、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しています。なお、御照会のあった米軍艦船「USS WARRIOR」については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していません。

貴信2について

- (1) 従来から政府が一貫して述べているとおり、核兵器とは、原子核の分裂又は核融合反応により生じる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器のことであり、貫通力を高めるために劣化ウランを弾頭に用いた劣化ウラン弾は、核兵器に該当しません。
- (2) なお、一般に、米軍は、劣化ウラン弾を含め、いかなる種類の弾薬がどこにどのくらい保管されているかについて、軍の運用及び保安のため公表しない方針を有しています。



函 港 管

令和6年（2024年）5月7日

外務省北米局

日米安全保障条約課長 様

函館市長 大 泉



米国海軍艦船「U S S W A R R I O R (M C M - 1 0) 」
の函館港寄港に係る照会について

標記について、函館港長より別紙のとおり通知を受けたところであります。

つきましては、市民の平和と安全を守る立場から、下記について照会いたしますので、早急に書面によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 令和6年(2024年)5月15日(水)に函館港入港を予定している米国海軍艦船「U S S W A R R I O R (M C M - 1 0) 」の核兵器搭載の有無について
- 2 米国海軍艦船「U S S W A R R I O R (M C M - 1 0) 」の劣化ウラン弾積載の有無について

函館市港湾空港部管理課管理担当

電話 (0138) 21-3486

FAX (0138) 26-2656



CONSULATE GENERAL OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
SAPPORO, JAPAN



May 8, 2024

The Honorable
OIZUMI Jun
Mayor of Hakodate
4-13 Shinonome-cho
Hakodate, Hokkaido 040-8666

Dear Mayor Oizumi:

Thank you for your letter of May 7, 2024 regarding the visit of the USS Warrior to Hakodate.

Under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan, the U.S. Government, through the U.S. Embassy in Tokyo, advises the Japanese Government of the entry of U.S. Navy ships into Japanese ports. Regarding your specific question about nuclear weapons on U.S. ships, I would like to kindly request that you direct your inquiry to the Ministry of Foreign Affairs.

The U.S.-Japan Alliance, with the U.S.-Japan Mutual Cooperation and Security Treaty at its core, plays a vital role in ensuring the security and prosperity of both Japan and the United States, as well as in enhancing regional and global peace and stability. We are grateful for the cooperation between our two countries and sincerely appreciate your support.

Sincerely,

Mark Wuebbels
Consul General

和 訳

米国総領事館
日本国札幌市

2024年5月8日

函館市長 大泉潤 様
〒040-8666
北海道函館市東雲町4-13

拝啓 大泉市長様

米艦船ウォーリアの函館寄港に関する 2024年5月7日付けの貴信どうも有難うございました。

日米相互協力および安全保障条約の合意事項により、米国政府は東京の米国大使館を通して、米国海軍の艦船の日本への寄港に関して、日本政府に対し通知することになっております。米艦船の核搭載について貴職から具体的なお質問をいただきましたが、貴職の方から日本の外務省に直接にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

日米相互協力および安全保障条約を核とする日米同盟はきわめて重要な役割を果たしており、アメリカ合衆国と日本国の安全と繁栄を確かなものにするとともに、地域的、かつ世界的な平和と安定をもたらしています。私どもは二国間の協力に大変感謝しております。また貴職のご支援に対しても心より御礼申し上げます。

敬具
(署名)

マーク・ウェベルス
総領事

函 港 管

令和6年(2024年)5月7日

在札幌米国総領事館

総領事 マーク・ウェベルス 様

函館市長 大 泉



米国海軍艦船「USS WARRIOR (MCM-10)」
の函館港寄港に係る照会について

標記について、函館港長より別紙のとおり通知を受けたところであります。

つきましては、市民の平和と安全を守る立場から、下記について照会いたしますので、早急に書面によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 令和6年(2024年)5月15日(水)に函館港入港を予定している米国海軍艦船「USS WARRIOR (MCM-10)」の核兵器搭載の有無について

函館市港湾空港部管理課管理担当

電話 (0138) 21-3486

FAX (0138) 26-2656